

生駒市条例第15号

生駒市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月30日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

生駒市水道事業の設置等に関する条例（昭和43年2月生駒市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第7条ただし書及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第8条の2の規定により、水道事業に管理者を置かないものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。

（生駒市水道事業の管理者の給与に関する条例の廃止）

2 生駒市水道事業の管理者の給与に関する条例（平成24年3月生駒市条例第16号）は、廃止する。